

平成 25 年 12 月  
東京都環境局

## 総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の査定結果について

### ○「査定」とは

価格査定とは、調査員による市場参加者を対象にした取材によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定することを指す。

実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

### ○査定主体

東京都からの委託を受けた**アーガス・メディア・リミテッド** (Argus Media Limited)

アーガス・メディア・リミテッドは、各種エネルギー及び排出権市場における価格や取引動向の調査を専門とする第三者調査機関。世界各国に調査員を配し、東京にも日本人スタッフで構成される調査支局を置く。本社は英国にある。

(査定結果についての問い合わせ先：日本支局 三田 メール：masaki.mita@argusmedia.com)

### ○査定時期

平成 25 年 11 月

12 社へのヒアリング調査を実施した。

### ○査定結果

次ページに示すとおり。

#### 【注意事項】

- (1) 価格帯の推定は、アーガス・メディア・リミテッド社の知見によるもので、調査対象事業者から得られた、クレジット取引に関するそれぞれの意見や考えに基づいた取組姿勢、価格に対する考え等の情報を考察し、調査時点において市場の多数が認識しているであろうクレジットの価格水準を導き出したものです。
- (2) 必ずしもクレジットの取引が活発に行われているわけではない状況での調査及び推定であることに留意ください。
- (3) 本資料に掲載の価格は、調査時点での標準的な取引を想定したアーガス・メディア・リミテッド社による査定価格であり、この価格がクレジットの価格であると断定するものではありません。
- (4) 個々の取引における価格は、その時の需給状況に基づき、売り手と買い手の交渉によって決定されるべきものです。



## 本査定業務の実施手法

本査定業務においては、本制度の対象事業者およびその下で利用が可能なクレジットの供給事業者を対象にヒアリング調査を実施し、それらがクレジット取引に対してどのような姿勢をとり、どのような取引を想定または希望しているかを探った。その上で、得られた回答から、標準的な取引が起こり得る価格帯を推察した。

## 標準的な取引の定義

今回のヒアリングにおいては、各事業者が想定する取引の形態はそれぞれが置かれた状況に応じて様々であることが浮き彫りになった。このため、今回の価格査定においては、これまでの調査報告からの継続性を確保するとの観点から、以下の条件を満たすものを標準的な取引と定義することとした。

項目	条件
クレジット	再エネクレジットおよび超過削減量
取引ロット	1,000t-CO <sub>2</sub> ～10,000t-CO <sub>2</sub> (相当)
受け渡しと決済の時期	約定から30日以内
取引相対	売り手と買い手の直接取引

## 価格査定とその論拠

2013年11月11日時点

クレジット	査定価格帯(円/t-CO <sub>2</sub> )	仲値(円/t-CO <sub>2</sub> )
再エネクレジット	9,000 ～ 11,000	10,000
超過削減量	8,000 ～ 10,000	9,000

【重要な留意点】ここで示す査定価格は上に示される標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、取引形態、特に取引ロットの大小によって実際の取引価格はここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある。再エネクレジット(特にグリーン電力証書)については、取引ロットが小さくなる程、価格が高くなると認識される。

## 再エネクレジット

- グリーン電力証書の発行事業者はいずれも、本来の仕組みの下で購入する顧客を優先する姿勢。本制度の下での顧客に対して、特段の値引きをして売り込む構えではない。
- 過去に見られたグリーン電力証書の価格競争は緩和している。昨年7月のFIT制度<sup>1</sup>導入により、グリーン電力証書を生み出す電源規模が縮小し、新規顧客の取得を急ぐ必要がなくなった模様。
- RPS法新エネルギー等電気相当量の販売事業者においても、グリーン電力証書発行事業者と同様の姿勢。
- グリーン電力証書ならびにRPS法新エネルギー等電気相当量の価格ともに、本来の仕組みの下では1キロワット時あたり4円台(CO<sub>2</sub>t換算10,472円以上)が標準的で、条件によっては同6～8円台にも達する。
- ただし、ロットの大きな引き合いに対しては、同4円を割り込む価格が提示されることもある。しかし、同3.5円(CO<sub>2</sub>t換算9,163円)を下回る価格が提示されることは稀となる。
- 一方、買い手となり得る対象4事業者はいずれも、クレジットの種類よりも価格を重要視すると語るが、購入希望価格を明確に持っているわけではない。
- しかし、買い手がクレジットの種類よりも価格を重視することは、再エネクレジットの販売にも少なからず競争的な環境をもたらし、大ロットであれば同3.5円前後(CO<sub>2</sub>t換算9,163円前後)の提示値を引き出すこともあり得る。
- こうした状況から、CO<sub>2</sub>tあたり9,000～11,000円(1キロワット時あたり3.44～4.2円)を今回の査定価格とする。

## 超過削減量

- 超過削減量を持つ事業者の多くは第二計画期間にバンキングすることを第一想定としており、それらの事業者は超過削減量の販売を決断させるためには魅力的な購入価格を提示する必要がある。
- 超過削減量の販売に積極的な事業者は、1トンあたり8,000円での販売に応じると語るが、売り手となり得る他の事業者はいずれもその価格水準での販売には難色を示す。
- それらの事業者は、削減投資の計画段階で削減1トンあたりの金額価値を10,000～15,000円に想定したとし、現時点においてそれを下回る価格で販売する理由がない、あるいはそれを下回る価格では社内の販売承認を得るのが難しいと語る。
- 買い手となり得る事業者の多くは明確な希望価格を持っておらず、取引の必要性という観点からも売り手の希望が通り易いことは明らかである。
- こうした状況から、CO<sub>2</sub>tあたり8,000～10,000円を今回の査定価格とする。

以上

<sup>1</sup>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の下で実施される自然エネルギー電気の固定価格買取制度のこと。